

西尾市契約規則（昭和39年西尾市規則第29号）第5条第1項及び第20条の規定に基づき令和4年度及び令和5年度に市が発注する物品の製造の請負、買入れ及び役務の提供等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等を次のように定める。

令和3年12月1日

西尾市長 中 村 健

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者
- (4) 西尾市が指定する国税、県税及び市税が未納である者

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

(1) 申請の方法

ア 登録申請をしようとする者は、インターネットを利用して、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信しなければならない。

イ 申請に使用できる文字は、JIS第1水準及び第2水準とする。

申請内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、可能な他の漢字等に置き換えて申請を行うこと。

ウ 申請にあたり要領に示した別送書類を提出すること。別送書類は必要事項を入力した申請書フォームを送信した後、直ちに指定される宛先に郵送しなければならない。別送書類（各種証明書）は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、申請日（申請データ送信日）において発行日より3か月以内のものとする。

(2) 受付期間

ア 定時受付

令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）まで

平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

令和4年4月1日（金）から令和6年2月15日（木）まで

平日（日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

の午前8時から午後8時まで

(3) 別送書類の提出期間

ア 定時受付

あいち電子調達共同システム（物品等）により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和4年2月22日（火）必着）

イ 随時受付

あいち電子調達共同システム（物品等）により送信した日から7日以内必着

(4) 申請要領

令和4・5年度 西尾市競争入札参加資格審査申請要領（物品・その他委託）

3 入札参加者の資格

物品の製造又は購入、その他の契約に係る入札に参加できる者は、経営事項及び資格諸事項等を勘案し決定する。

4 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

ア 定時受付の場合 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 随時受付の場合 入札参加資格を決定した日から令和6年3月31日まで

ただし、令和6年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年度以降に令和6年度及び令和7年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出するものとする。

5 変更等の申請

入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、あいち電子調達共同システム（物品等）により変更申請しなければならない。

6 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当た

り代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものは、再度の競争入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

8 その他

(1) 市長は、競争入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

(2) 競争入札参加資格審査の結果については、公表することがある。

(3) 令和4年度及び令和5年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、従前の例による。

(4) 要綱における共通審査自治体（物品等）が審査し受理した場合は、本市も審査したものととして取り扱う。